



PIWU 中 広

郵政産業労働者ユニオン

2018年 6月1日
 第205号
 発行：郵政産業労働者
 ユニオン 広島中央支部
 TEL・FAX 082-244-7719
 E-mail piwu-hirochu@
 abelia.ocn.ne.jp

労契法20条裁判

最高裁判断示される

定年再雇用との差が明確に

私たちが取り組んでい
 る『郵政労契法20条裁
 判』より先行をしていた
 案件、「長澤運輸」「ハマ
 キョウレックス」の最高
 裁判が6月1日に出さ
 れました。労契法20条
 について最高裁が判断を
 出すのは初めてのことで
 あり、新聞各紙も1面に
 取り上げるなど、注目の
 高さがうかがわれるもの
 であったのではないでし
 ょうか。

まず、今回示された最
 高裁判断に従うと、「長澤
 運輸」の案件はほとんど
 の部分で敗訴。逆に「ハ
 マキョウレックス」の案
 件は、一部認められない
 ところがあつたにせよ、
 格差是正判決、勝利判決
 であつたと言つてもいい
 内容だと思ひます。

では何故、同じ労契法
 20条で争つていた裁判
 なのに判断内容に差が付
 いたのでしょうか。
 「長澤運輸」の原告は、

定年まで正社員として働
 き、退職後に再雇用嘱託社
 員として働いている方た
 ち。対して「ハマキョウレ
 ックス」の原告は契約社員
 として採用され働いてい
 る方たち。今回の判断は、
 この部分において明確な
 ラインを引いたものにな
 りました。ほんとに、物の
 見事に、再雇用とその他の
 契約社員・非正規社員を切
 り分けてしまったと思ひ
 ます。

要は、退職金をもらつ
 て、いつでも年金を貰える
 人は、同じ仕事をしてい
 ても賃金に差があつてもあ
 たりまえでしょう。今まで
 守られて給料も貰つてき
 たでしょう。逆に、正社員
 として雇用されることな
 く、非正規・契約社員とし
 て働いてきたながら差別を
 されてきた人たちは救わ
 なければいけない。

判断が示された根幹は

こういった事が基準に
 なつていふと思ひます。

最高裁が示した内容
 をみると、「長澤運輸」
 の場合、能率給・職務
 給・賞与及び住宅・家
 族・役付の各手当の支払
 いは認めず、精勤と超勤
 の両手当の支払いを命
 令。

○定年まで正社員の賃
 金を支給され、老齢厚
 生年金も予定されて
 いる。正社員より合計
 額は少ないが、相違は
 不合理とは言えない。
 ○皆勤を奨励する必要
 性に相違はなく、精勤
 手当の差は不合理。

○嘱託乗務員と違い、正
 社員は幅広い世代が
 存在し、生活費の補助
 に相応の理由がある。
 役付手当は正社員か
 ら指定された役付き
 者に支給。いづれも不

合理ではない。

「ハマキョウレックス」の場合では、住宅手当を除き、皆勤・無事故・作業・給食・通勤の各手当の支払いを命令。○転居に伴う配点がある正社員は住宅費用が多額となり得る。手当の差に不合理はない。

○皆勤手当は解禁を奨励する趣旨であり、職務内容によって両者の間に差は生じない。高裁が示した通り、その他の手当の相違は不合理。

この最高裁判断が『郵政労働法20条裁判』に与える影響がどの程度あるのでしょうか。地域基幹職ではなく、新一般職との差異を判断材料とした地裁判決でも格差是正判決は勝ち取ることはできませんが、今後高裁で行われる進行協議の内容はどうなっているのか。少なくとも、業務(仕事内容)に関わる部分での不合理はあつてはならない。と最高裁判断が、多少なりとも有利に働くのかどうか。なにもかもが未知数の状態であることに変わりはないようです。

ですが一つだけ確実に言えるのは、ある程度曖昧な基準が示されたと言つ事は、労使により交渉が重要となつてくるという事です。

6月18日、東日本裁判の第3回控訴審進行協議があり、7月25日には西日本裁判の第1回控訴審があります。最高裁の判断が示されたこれからの闘いの支正念場になってくるでしょう。同じ職場で働き、同じ仕事をする多くの非正規社員の方のためにも、より多く高裁判決を勝ち取れるよう頑張ってくださいと思います。

- ◆ **非正規社員の正社員化と均等待遇実現をめざそう**
- ◆ **戦争法を廃止し、安倍「暴走政治」を止めよう**
- ◆ **大幅増員を勝ちとろう**

社員・期間雇用社員の皆さん職場の悩み事は
郵政産業労働者ユニオン広島中央支部へご相談下さい
Eメール piwu-hirochu@abelia.ocn.ne.jp